

平成25年(ネ受)第12号 各損害賠償等費用請求上告受理申立事件
(原審・東京高等裁判所平成21年(ネ)第5746号)

命 令

申立人 アルマン 外5608名
同訴訟代理人弁護士 浅野 史 生
相手方 国
同 独立行政法人国際協力機構
同 東電設計株式会社

頭書事件につき、申立人らの申立てにより以下のとおり命令する。

主 文

平成25年3月14日付け補正命令につき、上告受理申立ての手数料の納付期間を平成25年4月15日までと伸長する。

平成25年3月19日

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 原 優

これは正本である。

平成25年3月19日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 飯田 理 恵

